



男女共同参画都市 さつませんだい宣言

わたしがいる あなたがいる
あなたもたいせつ わたしもたいせつ
あなたらしさ わたしらしさを尊重し
一人ひとりの権利を認め 責任を分かち合い
共に歩もう

心やすらぎ 夢をうみだし
生命うるおい 愛をはぐくむ
笑顔でひろがるパートナーシップ
そんな想いを子どもたちに伝えたい

性別を超え 世代を超え
一人ひとりが幸せを実感できる
男女共同参画都市 薩摩川内を目指すことを
わたしたちはここに宣言します

平成 17 年 4 月 1 日 薩摩川内市



編集・発行 薩摩川内市 企画政策部 コミュニティ課 男女共同参画グループ
〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号
TEL: 0996-23-5111 FAX: 0996-20-5570
Eメール: sho-gender@city.satsumasendai.lg.jp

第2次薩摩川内市男女共同参画基本計画

(平成28年度～平成37年度)

概要版

男女の人権の尊重

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。

社会における制度・慣行についての配慮

男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等に基づき、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。

国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組みと密接な関係を有していることを考慮して行われること。

基本理念

性と生殖に関する生涯にわたる健康と権利への配慮

男女が、互いに身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、性に関する個人の意思が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られること。

施策・方針の立案及び決定への共同参画

男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

家庭生活における活動と他の活動の調和

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及びその他の全ての活動に対等に参画することができるようにすること。

少子高齢化の進展、情報通信の高度化、国際化の進展、地方分権の推進など社会経済情勢の急速な変化に対応し、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、緊急かつ重要な課題となっています。

本市における男女共同参画社会の実現に向けて、市と事業者及び市民と、更には近隣市町との広域的な連携を図りながら、男女共同参画社会の実現を図るために、第2次薩摩川内市男女共同参画基本計画を策定しました。

計画の体系

基本目標

市民一人ひとりの人権が尊重され

- 多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できるまちの実現
- 健康で、誰もが安心して暮らすことができるまちの実現

重点目標 1 男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直し、意識の改革

性別による固定的な役割分担意識や偏見は未だ根強く、そのことが男女の地位の不平等感が解消されない背景になっています。このため、性別による役割の固定化や機会の不平等を助長する社会における制度や慣行について、見直しを進めます。また、男女共同参画への理解を深めるための広報・啓発を行います。

【施策の方向】

- (1) 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し
- (2) 広報・啓発活動を通じた男女共同参画についての理解促進
- (3) 男女共同参画に関する調査研究、情報収集・提供の充実
- (4) メディアにおける男女共同参画の推進とメディア・リテラシーの向上

重点目標 2 男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実

男女共同参画社会を形成する上で基礎となるのが教育・学習です。このため、学校、家庭、地域、職場等が連携し、男女共同参画について正しい理解を深めるための教育・学習機会の充実を図ります。

【施策の方向】

- (1) 学校等における人権尊重と男女平等を推進する教育の充実
- (2) 家庭や地域における男女共同参画の理解促進
- (3) 多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の充実

重点目標 3 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

男女がそれぞれの性に関わる身体的特徴に理解を深め、心身の健康についての正しい知識と情報を入力することにより、主体的に行動し、健康を享受できるように支援します。

その際、女性は妊娠や出産の可能性もあるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することについて、十分な配慮を行い女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な取組を推進します。

【施策の方向】

- (1) 生涯を通じた男女の健康支援
- (2) 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進
- (3) 性感染症、薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進
- (4) 健康づくりのための生涯にわたるスポーツ活動の推進

重点目標 4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

暴力は、人々が安心、安全に暮らす権利を侵害するものです。配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の暴力の被害者の多くは女性です。その背景には、女性に対する差別や偏見等があり、これらの暴力を根絶するため、暴力を許さない意識の醸成を図る広報・啓発活動や相談体制の充実、関係機関等との連携による総合的な被害者支援を行います。

【施策の方向】

- (1) 暴力の根絶に向けた社会基盤づくり
- (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進
- (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

重点目標 5 生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備

女性は、厳しい生活環境や雇用環境に置かれやすく、特に、ひとり親家庭や障害者、高齢者、外国人の女性は、複合的な困難に直面する場合があります。また、若年層には貧困の問題が拡大しており、男性の高齢単身者や介護者の中には地域から孤立している人もいます。一人ひとりが自信と誇りと喜びを持って自立した生活を送れるように、男女共同参画の視点を踏まえた取組を推進します。

【施策の方向】

- (1) ひとり親家庭等への支援
- (2) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備
- (3) 障害者が安心して暮らせる環境の整備
- (4) 外国人が安心して暮らせる環境の整備
- (5) その他複合的に困難な状況に置かれている人々の支援
- (6) 子どもが安心・安全に暮らせる環境の整備

重点目標 6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大（女性活躍推進計画）

経済その他社会の様々な分野の発展のためには、各分野の政策・方針決定過程に多様な立場の人が多様な意見を持って参画し、男女双方の意思が公正に反映されることが重要です。しかし、女性は様々な分野の活動を担っているものの、政策・方針決定過程への参画は低調です。このため、あらゆる分野において、女性の参画拡大を促進します。

【施策の方向】

- (1) 行政分野における女性の参画の拡大
- (2) 雇用分野における女性の参画の拡大
- (3) 農林水産業・商工業等自営業の分野における女性の参画の拡大
- (4) その他の分野における女性の参画の拡大
- (5) 女性の人材育成及び人材情報の整備

重点目標 7 男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進（女性活躍推進計画）

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものです。性別にかかわらず一人ひとりが、その能力を十分に発揮できる就労の機会と男女の均等な待遇の確保が図られるよう取組を進めます。

【施策の方向】

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- (2) 農林水産業・商工業等自営業の分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進
- (3) 女性の能力発揮のための支援

重点目標 8 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進（女性活躍推進計画）

仕事と生活の調和は、個人的及び社会的領域において自己実現を可能にするとともに、育児や介護を含め家庭生活に家族がともに責任を果たし、安心して暮らしていく上で重要です。このため、働きながら子育てや介護等ができる環境整備や意識啓発を行います。

【施策の方向】

- (1) 仕事と生活の調和を図るための社会的気運の醸成と環境整備
- (2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

重点目標 9 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

身近な暮らしの場である「地域」は、多様化・複雑化した地域課題を抱えています。これらを解決するためには、人権尊重と男女平等を基盤とした多様な立場を生きる人々が共に生きていくことを支える取組が不可欠です。このため、実践活動を行う人材や団体の育成・支援などを行います。

【施策の方向】

- (1) 地域における男女共同参画推進の基盤づくり
- (2) 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動等様々な地域づくり活動の推進

重点目標 10 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

予防、応急、復旧、復興等のすべての局面において、女性は重要な役割を果たしています。防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍することを推進するとともに、女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮した支援を行います。

【施策の方向】

- (1) 防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進
- (2) 復興における男女共同参画の推進

